

第7章 精神保健福祉

精神保健福祉対策

精神障がい者が安心して地域で生活できるよう、保健福祉医療に関する施策やサービスなどの充実を図ることを目的として、管内の市及び医療機関や社会復帰関連施設との相互連携や、地域に対する普及啓発などの事業を行った。

また、自殺予防対策として、うつ病等に関する普及啓発事業や、弁護士と臨床心理士による相談会、精神科医とかかりつけ医との連携を図るための会議等を実施した。

精神障がい者

平成24年度末における精神障がい者の把握患者数は、720人であった。

診断別では、気分（感情）障がいが320（44.4%）人と最も多く、次いで統合失調症・分裂型障がい及び妄想性障がいが202人（28.1%）、てんかんが85人（11.8%）の順に多かった。